株式会社シティーケーブル周南加入契約約款

株式会社シティーケーブル周南（以下「ＣＣＳ」という）とＣＣＳが行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される加入契約（以下「加入契約」という）は次の条項によるものとします。

第1条（サービス）
ＣＣＳは、定められた業務区域において電気通信事業法に基づいて、加入者に次のサービスを提供します。
１）ＬＡＮ型インターネット接続サービス

第2条（加入契約の単位）
①加入契約は引込線１回線ごとに行います。但し、引込線１回線により複数世帯・複数企業が加入する場合には、加入契約の単位を各世帯及び各企業ごととします。ここで規定する世帯とは、同一家屋内で居住及び生計を共にする者の集まりまたは独立して居住もしくは生計を維持する単身者とします。
②構造上区分された独立した居住等の建物等としての用途に供することができる数個の部分が一棟に存在する建物の、管理組合または所有者等（以下併せて「管理組合等」という）が、予めＣＣＳとの間で別途ＣＣＳが定めるサービス提供についての契約（以下「共同受信契約」といい、共同受信契約を締結している建物を以下「集合住宅」という）を締結している場合でも、集合住宅内の世帯は、サービスの提供にあたってはＣＣＳとの間で加入契約を締結するものとします。

第3条（加入契約の成立）
①加入契約は加入者が予め本契約約款を承諾し、ＣＣＳが定める様式の加入契約申込書の所要事項を記載の上提出し、ＣＣＳがこれを承諾した時に成立するものとします。
②ＣＣＳは前項の規定にかかわらず、引込線の配置・保守が困難な場合、もしくは技術的、経済的な理由等によりサービスの提供が困難な場合は、加入契約申込みを承諾しないことがあります。

第4条（契約申込の撤回等）
①加入申込書は、加入申込の日から起算して８日を経過するまでの間、書面により申込の撤回又は加入契約の解除を行うことができます。
②前項の規定による加入契約の申込の撤回は、同項の書面に発したときにその効力を生じます。
③前項①の規定により加入申込の撤回等を行った者は、既に納入した加入金の還付を請求することができます。但し、工事着工済の場合には加入申込者はその工事に要したすべての費用を負担するものとします。

第5条（加入金工事費及び利用料）
①加入者は、別表に定める加入金工事費及び利用料をＣＣＳに支払うものとします。利用料は毎月１日から月末までを１ヶ月として計算し、日割り計算はしないものとします。
②加入金は、第４条③項に定める場合を除き、加入契約が終了しても返却しません。
③利用料については、第１条に定めるサービスの提供を受けた日の属する月の翌月分から支払いを開始し、サービスが停止される日の属する月まで毎月支払うものとする。但しサービス提供を受けた日の属する月中に解約する場合は、当月分は支払うものとする。
④物価の変動、設備の更新、サービス内容の変更その他の理由によりＣＣＳは諸料金を改定する場合があります。
⑤別表に定める加入金工事費及び利用料は、別途定める規約に応じ一定期間諸料金を変更する場合があります。

第6条　（最低利用期間）
本サービスには当社が別途定める最低利用期間があります。
①契約者は前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表の定めにより解約手数料（違約金）を支払うものとします。

第7条（料金の支払方法）
①加入者はＣＣＳに加入金、サービス利用料、オプション利用料及び、工事費等について別途ＣＣＳが定める期日までに指定する方法により支払うものとします。

第8条（延滞金）
①加入者から前条に定める期日までに前条に定める料金を支払わなかった場合は、支払期日の翌日からＣＣＳが指定する支払日の前日までの日数に対して、年利14.5%の割合で計算して得た額を遅延利息としてＣＣＳに支払うものとします。
②視聴者が遅延したことによりＣＣＳが訪問集金した場合、ＣＣＳ規定の集金手数料を別に支払うものとする。

第9条（ケーブルモデム、Ｖ－ONU、Ｄ－ONUの貸与）
①ＣＣＳは、インターネットサービスの提供のため、ＨＦＣ、ＦＴＴＨの施設媒体に応じ、加入者にケーブルモデム、光端末装置（「Ｖ－ＯＮＵ」）、通信用光端末装置（「Ｄ－ＯＮＵ」以下通信端末とする）を貸与します。
②加入者は通信端末を善良なる管理者の注意をもって維持管理するものとします。通信端末に故障が生じたときには加入者はすみやかにＣＣＳにその旨を連絡するものとし、この場合、加入者の責めに負うべき事由なくして故障が生じた場合を除き、ＣＣＳは、当該加入者に対して修理費及び損害賠償を請求するものとします。

第10条（施設の設置及び費用負担）
①ＣＣＳは、加入者が指定した敷地内の建物または工作物の特定場所において、ＣＣＳの回線から原則として最短距離にあって堅固に設置できる地点に保安器又はＶ－ＯＮＵを設置し、これを引込線の終端とします。
②ＣＣＳのサービスを提供するために必要とする施設（以下「本施設」という）の設置工事は、ＣＣＳ又はその指定する業者が行い、その機器及び工法についてはＣＣＳが定めるものとします。
③本施設のうち、ＨＦＣの場合センターから保安器出力端子（保安器を含む）までの施設及びケーブルモデムはＣＣＳの所有とします。保安器出力端子（保安器を含む）以降の全ての施設（以下「受信設備」という。ケーブルモデムを除く）は原則的に加入者または管理組合等の所有とします。ＦＴＴＨの場合センターからＶ－ＯＮＵを経由し宅内に設置するＤ－ＯＮＵまでの施設はＣＣＳの所有とします。
④受信設備及びケーブルモデム、Ｖ－ＯＮＵ及びＤ－ＯＮＵの動作に要する電源は加入者が用意するものとします。
⑤加入者は、別表に定める工事費を支払うものとします。

第１１条（設置場所の無償利用）
①ＣＣＳは、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、建造物等を無償で使用できるものとします。
②加入者は加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人がある場合には、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第12条（便宜の供与）
加入者は、ＣＣＳ又はＣＣＳの指定する業者が本施設の調査、修復、維持管理、撤去等の為に加入者の敷地、家屋、構築物等必要な場所の立ち入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとします。

第13条（責任及び免責事項）
①ＣＣＳは、本施設を事業用電気通信設備規則に適合するよう維持管理します。
②加入者は、受信設備を別途定めるＣＣＳの技術基準及び技術的条件に適合するよう維持管理するものとします。
③ＣＣＳは、天災、事変その他、ＣＣＳの責に帰する事のできない事由によるサービスの停止、不能についてはその損害の賠償請求には応じません。
④加入者は、ＣＣＳが本施設を維持管理する必要上やむを得ざる場合には、事前通告の有無にかかわらず、サービスの提供を一時的に停止する事があることをここに予め承認するものとします。又、本施設の故障によるサービスの不良、中断等の場合も同じとします。
⑤加入者は、その故意又は過失により本施設及びサービスに損傷、又は損害を与えた場合には、その修復に要した費用の負担及び損害賠償の責に任ずるものとします。

第14条（加入者の禁止事項）
ＣＣＳは加入者が以下の行為を行うことを禁止します。
①ケーブルモデムを第三者に譲渡または貸与、質入れすること。
②ＣＣＳの承諾なしに、加入契約を第三者に譲渡すること。
③ケーブルモデムの筐体の開蓋すること。
④ＣＣＳの承諾なしに、ケーブルモデムの移動、取り外し、変更すること。
⑤公序良俗に反する行為を行うこと。
⑥第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為を行うこと。
⑦他者に不利益を与える行為、又は誹謗中傷する行為を行うこと。
⑧ＣＣＳインターネット接続サービスの運営を妨げる行為を行うこと。ＣＣＳにて支障があると判断した場合は、当該通信に割り当てする帯域を制御することがあります。
⑨各前項のほか、ＣＣＳに損害を与える行為またはそのおそれのある行為を行うこと。

第15条（施設外への加入契約外接続）
①加入者は、ＣＣＳが加入契約に基づき設置した本施設その他の電気通信設備（以下「回線等」という）を移動、取り外し、変更、分解もしくは損壊し、又はその回線等に線条その他の導体を接続しないこと、ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は回線等の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
②加入者は、前項の規定に違反して回線等を滅失、毀損した場合は、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用をＣＣＳが指定する期日までにＣＣＳに支払うものとします。

第16条（サービスの無断提供の禁止）
法令により、加入者がＣＣＳのサービスを第三者に提供することを禁止します。

第17条（故障）
①ＣＣＳ及びＣＣＳの指定する業者は、加入者からＣＣＳのサービスの受信に異常ある旨の申し出があった場合、速やかにこれを調査し必要な措置を講じます。
②加入者は、受信設備の修復に要する費用を負担するものとします。

第18条（加入者の事由による一時停止及び再開）
①加入者は、ＣＣＳのサービスの提供を一時停止する場合でも期間中の利用料をＣＣＳに支払うものとします。ただし、やむを得ない事情においてはこの限りではありません。その場合、一時停止又は再開を希望する10日前までにＣＣＳ所定の一時停止届又は再開届をＣＣＳに提出するものとします。
②前項の一時停止期間は、１年間に１回までとし、連続して最長６ヶ月とします。
③加入者は、一時停止又は再開に要する費用をＣＣＳに支払うものとします。

第19条（設置場所の変更）
①加入者は、次の場合に限りＣＣＳの事前同意を得て、加入者の施設の設置場所を変更できるものとします。
（１）変更先が同一敷地内あるいは同一建物内
（２）変更先がＣＣＳの業務区域内であり、且つ最寄りのタップオフ又はクロージャーに余裕があり引き込み工事が可能な場合
②前項の変更工事は、ＣＣＳ又はその指定する業者が加入者の費用負担により行うものとします。

第20条（名義変更）
①次の場合には、加入者の名義変更を認めるものとします。
（１）相続の場合
（２）新加入者が、旧加入者の施設の設置場所においてＣＣＳのサービスの提供を受けることについて、旧加入者の権利義務を承諾する場合
②前項の名義変更を行う場合、新加入者となるものはＣＣＳの承諾を得た上、ＣＣＳ所定の名義変更届を提出し、ＣＣＳが別途定める名義変更手数料を支払うものとします。又、当該変更日までに発生した利用料は旧加入者が支払うものとします。

第21条（サービス内容の変更）
①加入者は、サービス内容の変更を希望する場合には、変更希望日の５日前までにＣＣＳが別途定める方法によりＣＣＳに申し出るものとします。
②変更後のサービスは変更希望日から提供するものとします。
③利用料については、サービス追加の場合、前項の変更日が月途中であれば翌月から、変更日が1日からであれば当月から該当変更にかかる利用料に変更するものとし、サービス解約の場合、前項の変更日の属する月は従来の利用料とし、翌月から当該変更にかかる利用料に変更するものとします。

第22条（ＣＣＳと加入者による解約）
①ＣＣＳと加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、双方解約を希望する日の14日前までに文書によりその旨を申し出るものとします。
②前項による解約の場合、加入者は第５条に定める料金で当該解約の日の属するものを、ＣＣＳが定める期日までにＣＣＳに支払うものとします。
③加入契約が終了した場合、ＣＣＳは、ＨＦＣの場合はケーブルモデム及びタップオフの出力端子から保安器までの施設（集合住宅内の加入者との加入契約が終了した場合は、ケーブルモデムのみ）、もしくはＦＴＴＨの場合はクロージャー出力端子からＤ－ＯＮＵまでの施設を、加入者の依頼に基づき撤去し、費用は加入者が負担するものとします。CCSの求めに応じ撤去する際の費用は契約期間に応じ別途請求いたします。CCSの求めに応じず施設を残置することによって生じる維持、管理費用は加入者の負担といたします。また、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用の実費を負担するものとします。
④加入者が通信端末を紛失した場合は、ＣＣＳは代金相当額を一律に請求できるものとします。

第23条（加入者の義務違反による停止及び解除）
ＣＣＳは、料金滞納等本加入契約に違反する行為があったと認められる場合、当該加入者に催告の上、サービス提供の停止もしくは加入契約の解除が出来るものとします。なお、解約については前条②③の規定を準用します。

第24条（加入契約の有効期間）
①加入契約の有効期間は加入契約の成立から１年間とします。但し、加入契約期間満了の１カ月前までにＣＣＳまたは加入者いずれからもＣＣＳ所定の書式による文書により契約解除の意思表示がない場合には、引き続き１年の期間をもって更新するものとし、以降も同様とします。
②集合住宅内の加入契約については、共同受信契約が効力を失ったときには、その理由の如何を問わず、該当加入契約は終了するものとします。

第25条（契約者に係る情報の取り扱い）
①CCSは、サービスを提供するために必要な契約者にかかる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また契約申込者および、契約者が当社に連絡する被紹介者についても、契約者に準じて取り扱います。
②前項により、収集し知り得た契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等、およびその他当社が別に定める加入者に関する情報を、当社は、次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。
（１）サービスの提供を開始、継続、または終了（ヘルプデスク対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、番組表の配布、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
（２）CCSが提供するサービス（有線テレビジョン放送サービス、インターネット接続サービス、およびそれぞれの付加機能、追加サービス等を含みます。）の契約促進を目的とした営業活動で利用する場合
（３）サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行なう場合
（４）契約者から個人情報の取り扱いに関して、新たな同意を求めるため利用する場合
（５）契約者から紹介を受けた被紹介者情報に基づき、契約促進を行なう場合
③CCSは、前項までの利用目的に必要な範囲で業務委託先に個人情報の取扱を委託する場合があります。
④CCSは、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
（１）本人の同意がある場合
（２）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき
（３）法令に基づく場合
（４）人の生命、身体および財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
（５）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
⑤CCSは、個人情報の取扱において、個人情報保護方針を遵守するため個人情報相談窓口を総務経理部に、個人情報保護管理者としてCCSの専務取締役を配置しています。お問い合わせ先はCCSのホームページに記載するものとします。
⑥氏名、住所、電話番号、金融機関口座等の個人情報を記載いただけない場合には、ＣＣＳのサービスをご提供できないことがあります。

〈個人情報相談窓口〉
〒745-0031　周南市銀南街49番　銀南毎日興業ビル　株式会社シティーケーブル周南内
個人情報相談窓口宛　電話 0120-21-2647　FAX 0834-27-6161
電子メール privacy@ccsnet.ne.jp

第26条（通信速度の制限）
集合住宅プランをご利用の場合、1棟当たり下り速度300Mbpsでのサービス提供となりますが、1棟当たりの利用戸数や設定環境等により実際の速度が低下する場合があります。

第27条（定めなき事項）
本契約約款に定めなき事項あるいは規定内容について疑義が生じた場合、ＣＣＳと加入者は加入契約の締結の趣旨に則り、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第28条（加入契約約款および料金の改定）
本契約約款および料金は、総務省に届けた上で改定することがあります。この場合、加入者は改定後の約款および料金の適用を受けます。

第29条（合意管轄）
本契約約款の解釈又は履行につき争いが生じ、第25条の規定にも拘わらず協議解決に至らなかった場合、当該紛争解決のため第１審管轄裁判所は山口地方裁判所とします。

〈付則〉
ＣＣＳは、特に必要がある場合は本契約約款に特約を付することが出来るものとします。
本契約約款は、平成27年11月1日より施行いたします。
本契約約款は、令和3年4月1日より改定いたします。
本契約約款は、令和4年7月1日より改定いたします。

別　　表

1. サービスプラン

〈ＨＦＣ〉

品　　名	ベストエフォート	金　　額
ライト10M	10Mbps	3,278円／月
バリュー50M	50Mbps	4,400円／月
プライム100M	100Mbps	5,500円／月

〈FTTH〉

区　　分	ベストエフォート	金　　額
ひかり30M	30Mbps	3,300円／月
ひかり100M	100Mbps	4,400円／月
ひかり300M	300Mbps	5,500円／月
集合住宅プラン	共用世帯数による	3,850円／月

2. オプションプラン

区　　分	単　　位	金　　額
メールアドレス追加	１アドレスごとに	550円／月
無線ルータレンタル		330円／月

3. 加入契約に係わるもの

加　入　金	5,500円

4. 工事費

区　　分	単　　位	金　　額
工　事　費	引込線の工事及びケーブルモデムの設置	22,000円
撤　去　費	ケーブルモデム及び引込線の撤去	別に算定する金額

5. 手数料

区　　分	金　　額
ケーブルモデム及びＯＮＵの破損修理	別に算定する実費
ケーブルモデム及びＯＮＵの設置場所変更	別に算定する実費

6. 違約金

解約手数料	月額利用料相当額

〈付則〉
①サービスプランの内容については網羅検がない状態での符号伝送が可能であるものを表しています。
②本サービスはベストエフォートサービスです。サービス契約者の利用状況等により、通信品質を契約者毎に確保するのが困難な事態が発生する場合、通信品質を保証するものではありません。
③月額利用料金については、毎月１日から月末までを１カ月として計算し、日割り計算いたしません。
④表示金額はすべて税込み表記となっています。

◎撤去費用については 別途ご請求致します。